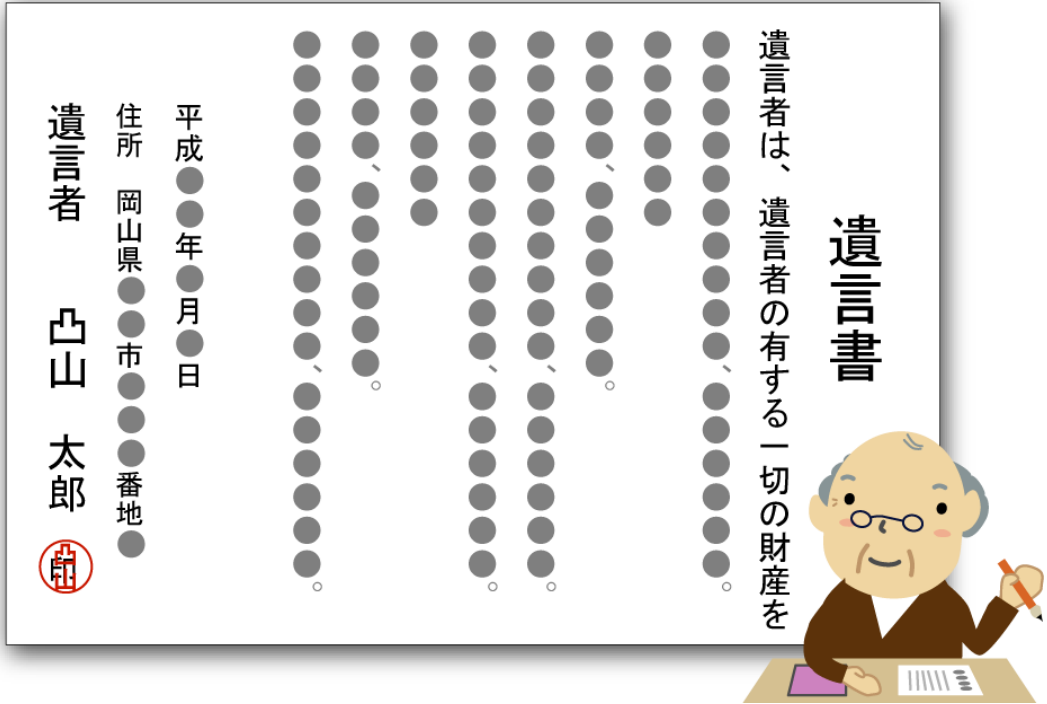


3 自筆証書遺言の書き方

1 普通的方式 自筆証書遺言



- (1) 全文を自書しなければなりません。
- (2) 日付を自書しなければなりません。
- (3) 氏名を自書しなければなりません。
- (4) 押印しなければなりません。
- (5) 遺言に加除訂正を加える場合は、そのページのみを全部書き直した方が無難です。